

生物多様性保全への新たなビジョン

生物多様性条約(CBD)戦略計画 2011-2020

第10回生物多様性条約締約国会議(CBD COP10, 2010年10月18-29日、名古屋、日本)

この文書は、生物多様性条約新戦略計画(2011年-2020年)の構造・要素について、IUCNのポジションを示すものである。このIUCNのポジションは、第14回科学技術助言補助機関会合(SBSTTA14)および第3回条約の実施とレビューに関する作業部会(WGRI3, 2010年5月ケニア、ナイロビ)の結果を受け見直されたものであり、UNEP/CBD/COP/10/1/Add.2; COP/10/3; and COP/10/9. の文書に対応している。

概要

戦略計画は、地球上の全ての命の利益のために、生物多様性の全ての要素—生態系、生物種、遺伝子—をあらゆるレベルで包含するものであるべきだ。生物多様性の損失は未だかつてない速度で進みつつあることから、人々と自然の回復力を確保し破滅的な転機の到来を防ぐためには、早急な対策が必要である。多くの場合において、生物多様性の劇的な変化から回復することは不可能でないが、困難であり、コストがかかる。

戦略計画には2050年に向けたビジョン、2020年に向けた短期ミッション、および2020年に向けた20の個別目標を含むべきである。

2050年に向けたビジョン: 自然と調和した暮らし—2050年までに、健全な地球を維持し、全ての人たちに必要な恩恵を与えつつ、生物多様性が重視され、保全や復元、また賢明な利用が行われている。

2020年に向けた短期ミッション: 生物多様性の更なる損失を防ぐために効果的な取り組みを今すぐ実施し、必要な全ての取り組みおよび政策が2020年までに整備され、実施に移されている。

20の個別目標は、生物多様性のために最も重要な地域が保全され、全ての生物群系および分類群を包含し、生物多様性損失の背景にある要因への有効な対処を含め、ミッション達成に必要な行動を確実に引き起こすものでなければならない。目標達成に向けての進捗状況を測定する指標は、シンプルかつ簡潔で、わかりやすいものである必要がある。

“これまで通りの取り組み”では、2020年のミッションは達成できない。生物多様性条約を実施するための財源は、恒常的に不足している。IUCNは、戦略計画実施のためには、資源を100倍に増加することが必要で、またそれは実行可能である点を強調している。戦略計画は、生物多様性関連の全ての多国間環境協定の施行にとっての枠組みとなるべきである。また、事業者や市民団体を含めた全ての関係者による実施を促進するものであるべきだ。

第10回締約国会議において、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する国際議定書に各国が同意することは、生物多様性条約にとってきわめて重要である。

IUCNは、締約国に、“この機会をつかみ”大胆で確固とした戦略計画を実現するために、今必要なものに投資するよう要請する。もしそれが実現すれば、COP10は、地球上の全生命の未来を約束するという、異なった意味での転換点となり得るであろう。

より詳しくは、以下までお問い合わせください。

Dr. Jane Smart
Director, Biodiversity
Conservation Group
IUCN Headquarters
jane.smart@iucn.org

Mrs. Sonia Peña Moreno
Policy Officer- Biodiversity
IUCN Headquarters
Tel: +41 22 999 0281
spm@iucn.org

Ms. Josephine Langley
Core Programme Area
Network Coordinator
IUCN Headquarters
josephine.langley@iucn.org

IUCN World Headquarters
Rue Mauverney 28
1196 Gland
Switzerland
Tel: +41 22 999 0000
Fax: +41 22 999 0002
mail@iucn.org
www.iucn.org

生物多様性保全の緊急性

2010年における世界の生物多様性の状態を評価した地球規模生物多様性概況第三版(GBO-3)によれば、2010年までに生物多様性の損失速度を軽減するという現在の目標は、国際的にも、世界のどの地域の国レベルでも達成されていない。さらに、この報告では生物多様性損失の主要因は、多くの場合、人間活動によってその影響を増していると警告している。

生態系、生物種、遺伝子の全ての階層において、生物多様性が引き続き減少していることを示す兆候は複数ある。ミレニアム生態系評価(2005年)は、土地・淡水・海洋の利用慣行が持続不可能であることを主な理由として、世界の生態系サービスの60%が過去50年間で劣化していると結論づけた。この間に、ほとんどの主な生息生育地の質が低下し、また種のレベルでは、世界の哺乳類の種の20%、両生類の種の3分の1近く、鳥類の8種に1種、増殖サンゴ種の27%、針葉樹の種の28%が絶滅の危機にあることが絶滅の恐れのある種に関するIUCNレッドリストからわかっている。種の絶滅速度は、人類の出現前の平均値に比べ最大で1000倍に達しており、現在も加速し続けている。また、穀物や家畜の多様性も、ほとんどの農業システムにおいて減少を続けている。

人々と自然の回復力を確保し、破滅的な限界点を越えてしまう前に、早急な対策が必要である。生物多様性のこのような劇的な変化から回復することは、多くの場合において、不可能でないにしても困難であり、高価につく。

このためIUCNは、生物多様性条約とその他環境協定の目標を達成するために、我々の打ち立てた目標達成にむけた野心、緊急性、投資、取り組みを大胆に変革する必要性を繰り返し訴えている。“これまで通りの取り組み”ではこの地球上の生命の未来は確保できない。

新戦略計画(2011-2020年)の必要性、範囲および要素

2011-2020年戦略計画は、簡潔かつ明確で、行動志向のもので、生物多様性条約を効果的に実施する上で新たな活力を吹き込むものであるべきだ。また、2050年に向けたビジョン、2020年に向けた生物多様性目標(ミッション)、2020年戦略ゴールと個別目標を含め、幅広い取り組みを触発する枠組みを提供するべきである。

さらに、戦略計画は、生物多様性条約の3つの目的全てをより効果的で一貫した実施できるよう促し、生物多様性保全と貧困撲滅の関連に光を当てるべきである。

食料安全保障、貧困撲滅、健全な社会の構築を含め、ミレニアム開発目標に示された目標は、達成が危うい状況である。

従って、IUCNは、2011年-2020年戦略計画についてのすべての議論が交わされている間、締約国がGBO-3の重要な研究成果を十分に考慮し、2010年目標が達成されることを妨げてきた障害を認めるよう強く要請するものである。

決定的に重要なこととして、戦略計画は、生物多様性への配慮を適切な分野別及び分野横断の政策に組み入れることにより、生物多様性の損失の根本的な要因に十分な取り組みを行うべきである。大規模な、新規かつ追加的な資金の必要性は最重要事項であり、その中には、増大した国際間の資金移転や、必要な取り組みを促進するための国家および地方政府、民間の資源の動員も含まれる。戦略計画は、気候変動の緩和と適応に寄与するために求められている、生物多様性保全および生態系管理への緊急のニーズにも応える必要がある。

生物多様性条約の作業計画および決議は、戦略計画に完全に沿ったものとするのが重要である。こうした整合性を実現するため、また、実施に際し一貫性を確保するため、作業計画の全てにおいて具体的な目標を定め、それぞれの目標が戦略計画にどのように寄与するかについて、一貫した用語や指標を用いて明確に示すことが必要であろう。

2050年に向けたビジョン

ビジョンは2050年までの長期目標となるべきものである。IUCNは、UNEP/CBD/COP/10/1/Add.2における長期目標と同様のものを支持する。

自然と調和した暮らし、つまり、2050年までに、健全な地球を維持し、全ての人たちに必要な恩恵を与えつつ、生物多様性が重視され、保全や復元、また賢明な利用がなされている。

2050年のビジョンは、単に生物多様性の損失を食い止めるだけでなく、生物多様性と生態系サービスの存続を可能にする個体群、生息地および生態学的過程の包括的な復元をその目的とすべきである。森林、湿地、サンゴ礁、およびその他の生息地の復元が、そこに生息・生育する種の長期間を要する世代周期や生物学的過程に依存することを考慮すれば、40年間という計画対象期間は、本ビジョンにとって適切である。

2020 年に向けたミッション

2050 年に向けた野心的なビジョンを実現するためには、最低でも生物多様性と生態系機能を現在のレベルで維持することを目指す必要がある。具体的には、種の絶滅、生息地の損失、遺伝子の多様性(作物の野生近縁種など)の低下がこれ以上悪化しないためのミッションを定めなければならない。ミッションは、変化の速度ではなく変化の水準の観点から策定されるべきである。つまり、「損失速度を遅らせる」ではなく「水準を維持および回復する」とすべきである。(主な理由は、生息地がすでにほぼ破壊された状態である場合や、種が絶滅状態に達している場合、損失速度はゼロとなってしまうからである。)

2020 年に向けたミッションは UNEP/CBD/COP/10/1/Add.2, Option 1 にある以下の内容をもとに設定することを提案する。

「人間の福利、貧困撲滅、地球上の生命の多様性保全に貢献するために、生物多様性の損失を食い止めることを目指して、効果的で早急な取り組みを実施する。そして、2020 年までに、生物多様性に対する圧力を減じ、不可逆的な限界点に達することを防ぎ、生物資源を持続可能な形で利用し、生態系とそれが提供するサービスを回復し、生物多様性の恩恵を衡平に配分し、生物多様性の問題を主流化し、すべての締約国がそれを実現する手段を確保することを確実にする。」

これをもとにして、2020 年に向けたミッションとして、IUCN は以下の案を提案する。

生物多様性の損失を食い止めるために効果的な取り組みを今すぐ実施する。これによって、2020 年までに、生態系サービス供給の継続が保証され、不可逆的な環境変化を防ぎ、人類と地球上全ての命にとって危険な結果を引き起こされることを避けるために必要なすべての政策と行動が整備され、実行に移されている。

生物多様性損失の根源的な要因は、社会や経済に深く組み込まれているため、協調的かつ効果的な取り組み・政策改革を早急に行うことは最重要課題である。ミッション達成に向けて必要な取り組みが確実に着手されるようにするためには、Rio + 20 会議という一つの節目も迎える 2012 年から 2020 年までに開催される生物多様性条約締約国会議において、毎回、進捗状況を注意深く調べるのが重要である。2015 年にも、ミレニアム開発目標に対する報告の一環として進捗状況を検討し、戦略計画の早期実施がミレニアム開発目標にどのように貢献したかについて分析するべきである。

2020 年ミッションの短縮版は、コミュニケーションのために重要である。IUCN は、以下の案を提案する。

生物多様性の更なる損失を防ぐために効果的な取り組みを今すぐ実施し、必要な全ての取り組みおよび政策が 2020 年までに整備され、実施に移されている。

20 の 2020 年個別目標

2020 年に向けた個別目標は、2020 年ミッションを達成するために必要な行動をもたらさなければならない。個別目標は、具体的かつ測定可能、達成可能、意欲的、適切で、時宜を得たものであるべきである。個別目標は、生物と生態系の回復力、復元、生態学態学的かつ生物学的な連結性についても考慮すべきであり、生物多様性にとって最も重要な地域が保全されることを保証し、なおかつ、全生物群系と全分類学群(植物、動物、菌類を含む)を含むべきである。個別目標は、適切な場合、予防原則を反映すべきである。

CBD は、5 つの戦略目標(A-E)のもとで、20 の 2020 年個別目標の枠組みを提案してきた。これらは、生物多様性の損失の根本的な要因(例えば、資源の消費、グローバル化、貿易、人口動態など)、および生物多様性への直接的負荷(気候変動、汚染、海洋、淡水、陸上生息地の分断と破壊、野生の生物資源の乱獲、侵略的外来種など、戦略目標 A と B)に言及している。戦略目標 C では、生物多様性と生態系サービスの保護と再生に関する活動の必要性に言及している。一方で戦略目標 D は、特に貧困層のために、生態系サービスを提供し続けることを保証することを狙いとしている。能力構築、知識のさらなる活用と共有、および資源の問題は戦略目標 E で言及されている。IUCN は、目標に向けたこの枠組みを支持する。

具体的かつ明確に戦略目標に言及することに加え、これらの個別目標は、さまざまな行政レベルや地域に当てはめ可能である必要があり、これによって、締約国は個別目標を各国の国家生物多様性戦略とアクションプラン(NBSAPs)に組み込むことが可能となる。戦略計画は、主として国家レベル、準国家レベルで実施されるであろう。重要な点は、この個別目標は、他のステークホルダー、とりわけ事業者や市民組織、その他多国間環境協定による採用と実施を促すようなものである必要がある。なぜなら、こうしたステークホルダーによる効果的なコミットメントと支持は大変重要であるからである。(これは現行の 2010 年目標の欠点であった)。

IUCN は、CBD により提案された個別目標についての修正案を下表のように提案する。(20 の個別目標のうち 8 つについて代替案を提案している。)

目標の進捗状況を測定する指標

2011-2020年目標を測定するための指標は、既存の指標検討作業を基にして作成され、構築されるべきである。多くの指標は更なる開発が求められ、ほとんどの指標はより多くのデータ収集が必要であるが、生物多様性と生態系サービスとの関係など、埋めなければいけない深刻なギャップもある。どの指標を選択するかは、COP10で合意される個別目標の正確な形式に依拠しなければならない。

また指標は、測定可能であることに加えて、簡潔で、政策的また行動可能なメッセージによるコミュニケーションを促進するため、シンプルで理解しやすい(そして明確に個別目標と関連付けられる)ものである必要がある。指標は、モニタリングや報告および広範囲な普及に関する費用を含め、十分な財源によって支援されるべきである。

2011-2020年の指標は、理想としては、地域、国家、そして地球規模で使用可能であり、事業者など、他のセクターにも適用可能で、また科学的な情報と伝統的知識が両方とも活用されるものであるべきである。

特に、CBDの持続可能な利用とABSに関する目的達を測定するための指標は強化される必要がある。文化的多様性と生物多様性の強い結び付き(倫理および信仰に関連する問題も含む)を示し、計測するための指標も開発されるべきである。またミレニアム開発目標の達成を測る指標(IUCNのレッドリスト・インデックスなど)も、可能であれば、モニタリングの枠組みに含まれるべきである。

いかにミッションを達成するか

“これまで通りの取組み”では2020年に向けたミッションは達成できない。達成に向けた新しい支援メカニズムが必要である。

財源および民間部門や事業者との関わり: 締結国およびその他の利害関係者が戦略計画を達成するための方策を持っていることが不可欠である。しかしながら、本条約の実施を支援するための財源が常に危機的に不足している状況にある。IUCNは、戦略計画の実施のためには大幅な新規資金調達を行うことが必要であり、また実行可能であること強調したい。締結国やその他に対する具体的な資金調達目標は、経常支出の財源、使途、および有効性に関する信頼できるデータに基づくものでなくてはならないが、これらきちんと文書化されていない。2020年に向けての暫定目標として、IUCNは、経済協力開発機構(OECD)によって報告された最近の生物多様性関連の援助水準と比較して、生物多様性保全のためのすべての資源からの資金調

達を100倍にすることを提言する(個別目標20の項を参照)。そのような増加は、さまざまな手段を行使し、国家から国際規模に至るすべてのレベルにおける資源、さらに必要に応じて革新的な金融メカニズムも含んだ、公共、民間双方の全ての資源を結集することによってのみ達成可能である。

「生態系と生物多様性の経済学(TEEB)」の研究成果はこの点で特に重要である。この研究は、科学、経済、政治分野の知識や専門知識を一同にまとめて、生物多様性の損失による影響や、保全に関する費用と便益、また生物多様性の損失を減少させるための手段と取組みの効率性を評価するものである。TEEBは、経済的決定における生態系の便益(および保全にかかる費用)を利害関係者が計上するよう働きかけ、助けるために、多数のケーススタディや好事例を特定している。TEEBの研究成果の利用と適用を支援するための簡潔な指針の開発が必要である。

戦略計画は、公共および民間の両セクターを招聘し、実施への参画を促すべきである。生態系サービスへの支払い(PES)や生物多様性オフセット、エコラベルスキームなど、実績のある経済メカニズムやインセンティブを強化し、さらに広範囲で実施することが必要である。締約国は、生物多様性の保全や復元への新規または追加の投資を動員できる上記や他のインセンティブメカニズムを、早急に実施すべきである。特に、REDD+のスキームや、グリーン開発メカニズムなど、生物多様性の保全を支援するため、民間部門からの国際的な資金の流れを刺激する革新的な資金メカニズムを最優先事項にすべきである。

同時に、締約国は、公共の資源をより有効活用できるようにするために、環境上有害な補助金の減額や改正を行うための努力を倍化すべきである。例えば、OECD加盟国における漁業、集約的農業、化石エネルギーへの補助金の額は、この三つのセクターだけで、年間5千億米ドル以上となっている。こうしたものや他の公的補助金を改正すれば、破壊的活動に対するインセンティブを減らすことによって、生物多様性の保全に著しく貢献できる可能性がある。さらには、もし仮に環境上有害な補助金を減らすことによって達成される「貯蓄」の10%を生物多様性の保全および復元に向け直すことができれば、条約の実施に利用出来る資源の大幅な増加を実現することができよう。

地球環境ファシリティ(GEF)など、既存の多国間の資金調達組織に対する明示的なマンデートは、戦略計画の目標達成のための財源配分を通じて条約を支える必要がある。

開発コミュニティとの関わり: 伝統的に、CBDとの関わりは環境省を通じてのものであった。しかし、戦略計画

の実施を通じて CBD の目的に貢献するため、他省庁や開発機関による貢献が真に必要となっている。

全ての省庁や機関は、貧困削減、水管理、気候変動の緩和と適応、また生物多様性の保全と持続可能な利用を伴う経済発展のための政策や資金調達における一貫性や相乗効果を強化すべきである。貧困削減計画および政策は、生物多様性、生態系サービスと貧困との関連性を明確に認識し、表現すべきであり、生物多様性と人々の双方に好ましい成果をもたらすための具体的な行動と適切な財政手段を特定すべきである。気候変動の緩和と適応のための行動は、生物多様性に圧倒的かつ直接的に依存し、自然災害や突然起こる大災害の影響を受けやすい貧困層のニーズに確実に応えるために、特に重要である。生物多様性条約のすべての目的を、貧困削減戦略と計画に主流化するためのガバナンス機構に関するガイダンスも開発される必要がある。これはまた、戦略計画の達成が、ミレニアム開発目標への貢献という観点から明確に表現されることを確実にするためにも必要である。

多国間環境協定と他の組織との一貫性: CBD と世界・地域レベルの他の協定が協力し合う新しい時代の機は熟している。戦略計画のうち、関連する要素は他の多国間の環境に関する取り組みに取り入れられるべきであり、こうした要素はこのような手段の助けがあってこそ実施が可能である。近頃生物多様性に関連する多国間の環境条約によって提案された、CBD 戦略計画を 2011–2020 年の生物多様性計画として取り込むという発表は、大いに歓迎される。

- 戦略計画は、ミレニアム開発目標の達成に向けて重要である。
- 1992 年のリオ地球サミットで生まれた 3 つの条約、CBD、UNFCCC、UNCCD の共同作業部会を通じた実施における相乗効果が明らかに必要である。2012 年に行われるリオ+20 会議は、こうした一貫性改善のための方策となる。
- 他の生物多様性に関連する条約(ワシントン条約(CITES)、UNESCO 世界遺産条約、ラムサール条約、ボン条約(CMS)、植物遺伝資源条約(ITPGR))は、CBD 戦略計画の達成に貢献できる。それぞれの戦略の中で、関連する目標を採用することは、CBD 戦略計画の実施上大変重要である。
- 国連環境マネジメントグループ(EMG)を通じ、すべての国連機関(FAO、UNDP、WTO、WHO、UNEP 地域海計画、UNCLOS など)の間により強い結束を作ることができれば、効果的な実施を大幅に実現できるだろう。
- CBD、IUCN の会員、専門家委員会、事務局間のより強い結びつきを構築する必要がある。

研究、モニタリング、および評価: 生物多様性と生態系サービスの状況、また、直接要因や対応に関する定期的な評価は、条約実施の努力にとって大きな支援となる。そのような情報は、生物多様性と生態系サービスに関する政府間プラットフォーム(IPBES)の作業によって提供可能である。IPBES は、緊急に科学と政策のインターフェースを強化する必要がある、とりわけ人々と自然の回復力や地域・国家の発展、人々の生活および福利の向上に対する生物多様性の重要性を証明することに発行されるべきである。

公共部門や他の利害関係者との関わり: 戦略計画は、都市部および農村部双方の計画当局と開発当局による実施を促進すべきである。事業者、コミュニティグループ、先住民・地域コミュニティ、宗教団体など、その他の利害関係者も参画すべきである。

コミュニケーション・広報、教育、普及啓発(CEPA): 世界全体としては、人類の生存および福利に対する生物多様性の役割が理解されていない。生物多様性の保全は贅沢なことではなく、生命、暮らし、そして開発のための基盤であることを伝え、その考え方が広く受け入れられることが早急に必要である。また、CBD の目的達成に寄与するため、市民社会のさらなる献身的な協力を得る必要がある。CEPA の作業計画のような取組みは、CBD の目的の関連性を伝えてくれるものであり、重要である。

生物多様性国家戦略(NBSAPs): 戦略計画の要素を国家レベルの生物多様性目標に翻訳していくことは重要である。生物多様性国家戦略の立案、実施に参加型で利害関係者を参画させることは大変重要である。このような計画や目標は、関連するすべてのセクターの参画をも促進し、生態系と生物多様性の経済学(TEEB)の研究成果や、その他のイニシアチブを必要に応じて考慮に入れなくてはならない。生物多様性国家戦略がすべての関連セクターおよび利害関係者による実施のために改正されるため、発展途上国に追加支援が提供されるべきである。

遺伝資源へのアクセスとその利益配分(ABS): 遺伝資源へのアクセスと、その資源から生まれる利益を公正かつ衡平に配分することは、条約の三本柱の一つを成すものである。この三番目の目的を実施することは、条約全体にとって非常に重要な意味を持ち、他の二つの目的、つまり、保全と持続可能な利用とも本質的に結びついている。利益配分には、国家、先住民・地域コミュニティが、自分たちの生物多様性の保全および持続可能な利用を継続し、そのような努力が報われる可能性を与える潜在力がある。利益配分なしでは、多様性を保全し、持続可能な利用をしようという意欲はかなり減ることになる。したがって、ABS 議定書は緊

急に必要であり、このような国際的な議定書が COP10 で採択されることが大変重要である。

最後に: 過去何ヶ月もの間、CBD の締約国は、CBD 事務局とともに、戦略計画 2011-2020 のため、信頼できる科学に裏打ちされた強固な目標を開発するために、懸命に作業してきた。第 14 回科学技術助言補助機関会合 (SBSTTA14) および第 3 回条約の実施とレビューに関する作業部会 (WGRI3) によって、いくつかの優れた目標案が生まれた。

COP10 で、締約国は、ビジョン、ミッションおよび個別目標を含む戦略計画 2011-2020 においてどのような文言を採用するかという難しい決断をしなければならない。

条約の実施とレビューに関する作業部会 (WGRI) で見られたように、締約国には、戦略計画をより意欲的で

はないものにする方向に向かって非常に強い圧力がかかっていることを、IUCN は十分認識している。

COP10 は戦略計画についての詳細を交渉する段階に入っているため、決議の背景となる要因の状況も考慮する必要があるだろう。それは世界的な経済状況と公共支出全体の削減であろうか？ それとも生物多様性の損失を食い止めるために、いま投資すること、またそれによって TEEB の研究によって実証されたように、何もしないことがはるかに大きな負担となるのを避けることであろうか。

IUCN は締約国に対し、“この機会をつかみ”、これら 2 つの選択肢の 2 番目の策を講じ、大胆で力強く、確固たる戦略計画を達成するために、いま必要なことに投資するよう要請する。そうすれば、COP10 は違った意味での転換点、すなわち、地球上のすべての生命の未来を保証するという建設的な意味での転換点となることができるであろう。

IUCN の CBD 戦略計画 2011-2020 案の個別目標に対する立場(UNEP/CBD/COP/10/1/Add.2)

注:すべての IUCN の提案する個別目標の代替案は、「遅くとも 2020 年までに」で始まる。IUCN が

UNEP/CBD/COP/10/1/Add.2 の個別目標を支持する場合には*印を付記した。

目標	UNEP/CBD/COP/10/1/Add.2 の中で CBD によって提案された個別目標	IUCN の提案する CBD 戦略計画 2011-2020 の個別目標の代替案
戦略目標 A: 各政府と各社会において生物多様性を主流化することにより、生物多様性の損失の根本原因に対処する。		
1	遅くとも 2020 年までに、生物多様性の価値と、それを保全し持続可能に利用するために可能な行動を、全ての人々が認識する。	遅くとも 2020 年までに、一般大衆、企業の代表者、マスメディア、政策決定者の生物多様性の価値への認識が高まり、生物多様性を保全し持続可能に利用するための行動がとられている。
理由: 生物多様性の多様な価値の理解と認識は、個人が政府に働きかける“政治的な意思”をもつための能力と意欲を支えるために不可欠である。次の 10 年間では、一般の人々の意見に影響を与え、市民社会の行動の変化を促すような人々(生物多様性に関連した財やサービスの生産者および消費者としてなど)の生物多様性に対する価値の理解と認識に焦点をあてるのが、現実的かつ測定可能な優先事項である。		
2	遅くとも 2020 年までに、生物多様性の価値が、[国家勘定、]国と地方の開発・貧困解消のための戦略及び計画プロセスに統合される。	遅くとも 2020 年までに、生物多様性の価値が、国家勘定、国と地方の開発・貧困削減のための戦略及び計画プロセスに統合される。
理由: この個別目標の目的は、生物多様性の価値を、すべての関連する公的な意思決定において認識し、反映させることである。生物多様性を国家の意思決定プロセス(経済、財務および空間計画を含む)へ統合することは、締約国が生物多様性損失の影響や想定されるトレードオフを適切に査定し、各政府省庁間の協調を高めるうえで不可欠である。国民経済計算に生物多様性の価値を含めることによって、生物多様性の価値を他の財やサービスとして同じ意思決定の枠組みに入れることが可能となり、政策決定者が意思決定プロセスに生物多様性問題を主流化する一助となる。貧困削減戦略では、いかに貧困コミュニティや貧困家庭が、彼らが暮らす生態系に依存し、関わっているのかをさら明確化する必要がある。		
3	遅くとも 2020 年までに、生物多様性に有害な[補助金を含む]奨励措置が廃止され、段階的に廃止され、又は負の影響を最小化又は回避するために改革され[、また、[関連する国際的な義務に整合する形で]生物多様性の保全及び持続可能な利用のための正の奨励措置が策定され、適用される]。	遅くとも 2020 年までに、生物多様性に有害な補助金を含む奨励措置が廃止され、又は改善され、かつ、生物多様性の保全や持続可能な利用に有益な奨励措置が策定され適用される。
理由: 生物多様性に弊害をもたらす農業や漁業の補助金(ほとんどの OECD 諸国でいまだに普及する)を廃止あるいは改革することは、戦略計画を実行するうえで不可欠である。漁業や貿易を歪める農業への補助金に関する世界貿易機構(WTO)原則の明確化と改善が、この目的を達成する鍵を握っている。こうした補助金の改革は、破壊的な生産の誘因を減らすことで、生物多様性保全にとって大きな貢献となるだろう。それに加えて、国や地域グループが環境面で害を及ぼす補助金を段階的に廃止または改革し、規制や税金改革によって正の誘因をつくるよう独自の取り組みを行うべきである。		
4	遅くとも 2020 年までに、政府、ビジネス及びあらゆるレベルの関係者が、持続可能な生産及び消費のための計画を達成するための行動を行い、又はそのための計画を実施しており、また自然資源の利用の影響を生態学的限界の十分安全な範囲内に抑える。	*遅くとも 2020 年までに、政府、ビジネス及びあらゆるレベルの関係者が、持続可能な生産及び消費のための計画を達成するための行動を行い、又はそのための計画を実施しており、そして、自然資源の利用の影響を生態学的限界の十分安全な範囲内に抑える。
理由: 生態学的限界の範囲内で天然資源を使用することは、ビジョンを達成するための不可欠な一歩であり、そのため 2020 年までに大きく前進しなければならない。総需要を減らし、資源利用の効率性を増やすことが本個別目標に貢献するが、これは良いガバナンスや政府規制、教育、社会および企業の責任を通して進めることができる。戦略的環境影響評価および経済的奨励策によって支えられたセクター間の建設的な対話は、必要不可欠となるだろう。		
戦略目標 B: 生物多様性への直接的な圧力を減少させ、持続可能な利用を促進する。		
5	2020 年までに、[森林を含む]自然生息地の損失及び劣化の速度や、それらの生息地の分断が[少なくとも半減する][零に近づく]。	遅くとも 2020 年までに、森林を含む自然生息地の損失及び劣化や、それらの生息地の分断が零に近づく。
理由: 生息地の損失や断片化は生物多様性の損失を引き起こす重要な要素であり、人類が多様で機能する生態系から無償		

目標	UNEP/CBD/COP/10/1/Add.2 の中で CBD によって提案された個別目標	IUCN の提案する CBD 戦略計画 2011-2020 の個別目標の代替案
<p>で提供される多様な生態系サービスの恩恵を受け続けるためには、この損失速度を大幅に減少させる必要がある。天然林、島嶼、山岳、泥炭地、湿地、草地や深海の生息地などの高い価値を持つ生物多様性の損失を防ぐこと、劣化が続くことで財やサービスを提供する能力を失いつつある生態系の損失を防ぐこと、人類の福祉に大規模に悪影響を及ぼすことにつながる臨界点を越える危険を防ぐこと、とに重点を置く必要がある。大規模に攪乱されていない生息地や、持続可能に利用されている生息地は、気候変動の適応に必要な回復力を保障する上で大切な役割を果たすことができる。</p>		
6	<p>[2020 年までに、過剰漁獲が終わり、破壊的漁業方式が撤廃され、全ての漁業が持続的に管理される。]又は[2020 年までに、開発されてきた漁業資源その他の海洋・水産生物資源が持続的に漁獲され[、回復され]、また絶滅危惧種や脆弱な生態系に対する漁業の影響が、生態学的限界の安全な範囲内に抑えられる。]</p>	<p>*遅くとも 2020 年までに、貿易やその他の人間活動によるすべての生物資源採取が持続的、合法的かつ追跡可能であり、自然生息環境への重大で長期的な害を引き起こさない。</p>
<p>理由: 生物多様性損失の直接的要因のひとつは乱獲であり、また GBO-3 にも記されているように、(特に CITES の導入によって、良い効果はあがっているものの)野生生物は国際貿易によって減少し続けている。生物資源の捕獲のすべてを持続可能で自然生息地に害を及ぼさないものにするため、本個別目標の範囲は、漁業を越えたものに拡大することが必要である。しかし、漁業は引き続き本目標の重要な焦点であり続ける。現在、世界的な漁船の船腹量は、海洋資源が支えることができる量の 2.5 倍に達している。世界の海洋における漁獲量は減少傾向にあり、その魚種も低価値のものが増えている。したがって、漁業の世界経済への貢献は、漁業資源を持続可能なやり方で管理するようなより強力な政策のもとで達成し得るものよりも少ない。これは、食料安全保障と暮らしにとっても破壊的な影響をもたらす。</p>		
7	<p>2020 年までに、農業、養殖業、林業が行われる地域が、生物多様性の保全を確保するよう持続的に管理される。</p>	<p>*遅くとも 2020 年までに、農業、養殖業、林業が行われる地域が、生物多様性の保全を確保するよう持続的に管理される。</p>
<p>理由: 管理システムが生物多様性の面でより持続可能なものになっていかなければ、水や食料、繊維、燃料への高まる需要は、生物多様性と生態学的サービスの損失増加をもたらすことになる。持続可能な管理は生物多様性の保全に貢献するだけでなく、水の利用可能性や水質、土壌肥沃度、侵食制御、受粉の増進、害虫の大発生抑制などを通じて生産システムにも恩恵を与え、持続可能な生活にも貢献する。持続可能な管理は、地域社会および先住民社会の男女の能力や権利、責任、能力、制度に対する認識と尊重などの公平性の考慮を含む必要があり、これによって生物多様性の保全および利益とコストの公平な分担を確実なものとしなければならない。</p>		
8	<p>2020 年までに、過剰栄養などによる汚染が、生態系機能と生物多様性に有害とされない水準まで抑えられる。</p>	<p>*遅くとも 2020 年までに、過剰栄養などによる汚染が、生態系機能と生物多様性に有害とされない水準まで抑えられる。</p>
<p>理由: 汚染、特に栄養塩負荷を含む水質汚染は、富栄養化や貴重な生態系サービスの深刻な損失を伴う低酸素の「死の地域」の出現を含め、特に湿地帯、沿岸域、海域、乾燥地域における生物多様性の損失と生態系の機能不全の主な原因として増加している。肥料と家畜飼料使用の効率化も含めた適正な汚染源管理や、自然の浄水場としての湿地利用を組み合わせた家畜排泄物の適正管理は、土壌肥沃度や食糧安全保障上のニーズを満たす必要がある場所での適切な化学物質(殺虫剤や肥料など)の使用を抑制することなく、栄養塩負荷を生態系の機能に危険を及ぼすレベル未満に下げる手段となり得る。</p>		
9	<p>2020 年までに、侵略的外来種が特定され、優先順位付けられ、制御され又は根絶される、また、侵略的外来種の導入と定着経路を制御するための対策が講じられる。</p>	<p>*遅くとも 2020 年までに、侵略的外来種が特定され、優先順位付けられ、制御され又は根絶される、また、侵略的外来種の導入と定着経路を制御するための対策が講じられる。</p>
<p>理由: 侵略的外来種、植物、微生物は、生物多様性と生態系サービスにとっての大きな脅威である。増加する貿易や旅行は、追加的な対策が取られない限りこの脅威が増加していくだろうことを意味している。さらに、侵略的外来種は食料安全保障、人々の健康および経済の発展にとっても脅威となり得る。侵略的外来種の中には、従来から生息している種を競争の末駆逐して水を獲得するものもあり、地域社会とその土地本来の商業的に重要な作物のための水の利用可能性を減少させる。侵略的外来種の導入経路は、植物および動物の健康に責任を負う国家・地域機関との協調関係の向上など、国境管理と検疫の向上を通して管理することができる。</p>		
10	<p>[2020 年][2015 年]までに、気候変動又は海洋酸性化により影響を受けるサンゴ礁その他の脆弱な生態系に</p>	<p>遅くとも 2020 年までに、気候変動又は海洋酸性化により影響を受けるサンゴ礁その他の生態系について、その生</p>

目標	UNEP/CBD/COP/10/1/Add.2 の中で CBD によって提案された個別目標	IUCN の提案する CBD 戦略計画 2011-2020 の個別目標の代替案
	ついて、その生態系を悪化させる複合的な圧力を最小化し、その健全性と機能を維持する。	態系を悪化させる複合的な圧力を最小化し、生物多様性と生態系サービスの回復力を向上する。
<p>理由: 温室効果に起因する大気と海洋の温暖化に加え、大気中の CO₂ の増加は海洋酸性化にもつながる。気候変動に対する政策では、どちらの圧力も考慮に入れる必要がある。海洋の食物連鎖やサンゴ礁生態系を支える炭素ベースの生物およびアラゴナイトベースの生物は、pH と温度の閾値に敏感である。またこれらの生き物は、嵐と侵食に対する貴重な自然の沿岸防御機能を果たす。生態学および政策の変化には時間がかかることを考えると、気候変動と海洋酸性化に対する生態系の回復力を上げるため、陸上からもたらされる汚染や堆積、持続不可能な漁業やその他の圧力など、脆弱な生態系にかかっている圧力を減少させることは緊急を要する。</p>		
<p>Strategic goal C: 生態系、種及び遺伝子の多様性を守ることにより、生物多様性の状況を改善する</p>		
11	2020 年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の [15%] [20%]、また沿岸域・海域の [X%]、特に、生物多様性と生態系サービスに特別に重要な地域が、包括的で、かつ生態学的に代表的な良く連結されたシステムにより、効果的に管理された保護地域その他の手段を通じて保全され、また、より広域の陸上景観又は海洋景観に統合される。	遅くとも 2020 年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の 25%、また沿岸域・海域の 15%、特に、生物多様性にとって重要な地域が、包括的で、かつ生態学的に代表性を持った良く連結されたシステムにより、効果的に管理されよく統治された保護地域を通じて保全され、また、より広域の陸上景観又は海洋景観に統合される。
<p>現在、陸域の約 13% と沿岸域の 5% が保護されている一方で、外洋はほとんど保護されていない。生物多様性の保全にとって世界的に重要な場所の多くが未だ保護されていない状態である。例えば、絶滅ゼロ同盟 (Alliance for Zero Extinction) によって深刻な絶滅危機に瀕する種のうち最低でも一つの種の最後の生息地であると認められた 561 カ所のうち、保護の状態にあるのはわずか 35% であり、バードランドインターナショナルが鳥類の保全において世界的に重要であるとして IBA (Important Bird Areas) に選定した 10,993 カ所のうち保護されているのはわずか 26% である。植物の多様性にとって重要な地域は多くは保護地域に含まれているものの、その値は国によって大きく異なる。代表性及び管理有効性ととも、絶滅の危機にある (「絶滅の恐れのある種の IUCN レッドリスト」に掲載されている) 種に、より一層重点を置くことが必要である。海洋保護地域を拡大し、生物多様性にとって重要な (排他的経済水域内の) 海洋地域、そして (公海の) 生態学的・生物学的に敏感な地域をより広くカバーしていく多大な努力が不可欠である。特に重視が必要なのは危機的な生態系の保護であり、また、熱帯珊瑚礁、藻場、深海珊瑚礁、海底山地、島、山、熱帯林、泥炭地、陸水生態系、沿岸湿地、といった種及び生息生育地の保護である。保護地域は生態学的な連結性や生態系ネットワークの概念を考慮し、周辺のランドスケープ や シースケープ に融合されなければならない。IUCN は民間管理や共同管理、また先住民と地域社会の人々による管理を含めた様々な管理形態を認識している。効果的かつ公平で適切に管理された保護地域は、生息地と種の保護及び生態系サービスの供給において実績があることから、管理と公平さの問題 (すべての管理形態において) についてさらなる考慮を確実に進めていくことが重要である。また、地域社会と先住民の男性と女性が、食料安全保障や貧困削減など生物多様性の保全強化がもたらす便益を、不公平な費用負担なく実感できるようにしなければならない。</p>		
12	2020 年までに、既知の絶滅危惧種の絶滅及び減少が防止され、[そのうちの少なくとも 10% について] 保全状況の改善が達成される。	遅くとも 2020 年までに、既知の絶滅危惧種の絶滅及び減少が防止され、そのうちの少なくとも 10% について保全状況の改善が達成される。
<p>理由: 現在の絶滅速度は背景絶滅速度の約 100 倍から 1000 倍である。人為的な脅威を減少させるためには変化を引き起こす直接的また間接的な要因に働きかける必要があるが、既知の絶滅危惧種 (それらは主に脊椎動物と高等植物) の切迫した絶滅は、多くの場合その (「絶滅の恐れのある種の IUCN レッドリスト」に掲載されている) 絶滅危惧種が生息する場所を保護することで防止することができる。またそこにある生育地やその他の種を保護することで、生物多様性にとっての追加的な便益も得られるであろう。生息地以外で行われる方策は、生息地の保護を補完するものでなければならない。絶滅をなくすという課題は、科学的視点から見て、場所に的を絞った取り組み、特定の脅威と闘うこと、生育域外保全を組み合わせることで 2020 年までに達成可能である。2020 年までに絶滅危惧種の 10% の回復を達成するということの根拠は、2020 年までに実現可能なことは何かということについての専門家による判断に基づいている。これは現在達成されているものよりもはるかに高い目標だが、あまりにも野心的また信じ難いというものではない。IUCN レッドリストは、この目標にとっての良い基準となる情報を提供している。この個別目標 12 における成功は、作物、家畜及びその野生近縁種、また社会経済的に貴重な他の野生動物種の遺伝的様性の損失を止めるという個別目標 13 の達成にプラス効果をもたらす。</p>		
13	2020 年までに、作物、家畜及びその野生近縁種の農業生態系における遺伝子の多様性の損失が止まり、また社会経済的に貴重な他の優先種及び野生動物の	*遅くとも 2020 年までに、作物、家畜及びその野生近縁種の農業生態系における遺伝子の多様性の損失が止まり、また社会経済的に貴重な他の優先種及び野生動物植

目標	UNEP/CBD/COP/10/1/Add.2 の中で CBD によって提案された個別目標	IUCN の提案する CBD 戦略計画 2011-2020 の個別目標の代替案
	うち選択種について、遺伝子の多様性を保護するための戦略が策定され、実施される。	物のうち選択種について、遺伝子の多様性を保護するための戦略が策定され、実施される。
理由: 農地における作物の遺伝的多様性と家畜多様性は減少している。ジーンバンクでの生息域外保全によって多くの品種を保護する大きな進展があった一方で、生息域内保全での進展は少ない。伝統的な農業や畜産のランドスケープと同様に、農地での継続的な耕作を含む生息域内保全は、気候変動や農業慣習のような変化する条件への適応を可能とする。さらに、作物と家畜の野生近縁種の生息域内保全は、保護地域の内外で改善されなければならない		
戦略目標 D: 生物多様性及び生態系サービスから得られる全ての人のための恩恵を強化する。		
14	2020 年までに、人の健康、生活、福利に不可欠なサービスを提供し、それらに貢献する生態系が保全され、かつ／又は回復され、また生態系サービスへの公平なアクセスが全ての人々のために確保され、その際には女性、先住民、地域社会、貧困層及び弱者のニーズが考慮される。	*遅くとも 2020 年までに、人の健康、生活、福利に不可欠なサービスを提供し、それらに貢献する生態系が保全され、かつ／又は回復され、また生態系サービスへの公平なアクセスが全ての人々のために確保され、その際には女性、先住民、地域社会、貧困層及び弱者のニーズが考慮される。
理由: 全ての陸上、淡水、海洋生態系は多様な生態系サービスを提供している。しかし、特に貧困層や脆弱な人々、さらには女性を含む、先住民や地域コミュニティの生命や暮らしに欠かすことのできないサービスを提供する特に重要な生態系がある。従って、そのような生態系、例えば湿地などを守り復元することを優先すべきであり、先住民や地域コミュニティ、貧困層や脆弱な人々の男性や女性が、これらのサービスに適当で公正なアクセスを得ることを保障することを優先すべきである。		
15	2020 年までに、劣化した生態系の少なくとも 15% 以上の回復を含む生態系の保全と回復を通じ、生態系の回復力及び二酸化炭素の貯蔵に対する生物多様性の貢献が強化され、それが気候変動の緩和と適応及び砂漠化対処に貢献する。	*遅くとも 2020 年までに、劣化した生態系の少なくとも 15% 以上の回復を含む生態系の保全と回復を通じ、生態系の回復力及び二酸化炭素の貯蔵に対する生物多様性の貢献が強化され、それが気候変動の緩和と適応及び砂漠化対処に貢献する。
理由: 森林、土壌(特に泥炭地)、内陸水、沿岸湿地やその他の生態系の保全と再生および持続可能な管理は、二酸化炭素を隔離し、その他の温室効果ガスを防ぐために費用効率が高く、安全で、ただちに利用可能な手段であることが証明されている。森林の減少、不適切な水の管理(湿地の排水等)やその他の生息地の変化が、二酸化炭素、メタン、その他の温室効果ガスの排出を導く。ランドスケープとシースケープの再生は、回復力を向上させ、気候変動への適応に貢献することができる。生態系の回復力を高めることによって生まれる追加的便益には、田園地域の貧困層のような特に脆弱なコミュニティの人々にとっての食物の安全の向上や洪水や水不足に対する防御が含まれる。		
16	2020 年までに、遺伝的資源に対するアクセスが[促進][円滑化][向上]され、また国内法令[及びアクセスと利益配分に関する国際的な[レジーム][議定書]]に従って利益が配分され、このレジームが発効し、実施され[、また開発途上国、特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国、経済移行国が、議定書の下での約束を果たすための前提として、アクセスと利益配分の基金が時宜を得た適切かつ予測可能な資金をそれらの途上国に提供している]。	遅くとも 2020 年までに、遺伝資源のアクセスと利益配分に関する国際的なレジームが発効し実施され、遺伝資源やそれに関わる伝統的知識への持続可能なアクセスが高められ、ABS に関する国際的レジームと整合性のある形で衡平に利益が分配される。
理由: 生物多様性条約の3つめの目的は「遺伝資源の利用から得られる利益の公正で衡平な配分」であり、これは本質的に条約の他の二つの柱である生物多様性の保全、持続可能利用と結びついている。契約に基づく利益配分協定を通じて、遺伝資源や遺伝資源に関係する伝統的知識の利用者、特に民間企業や研究施設から、資源や知識の提供者、また適当である場合には、先住民や地域コミュニティの人々などの提供者への直接的かつ間接的な資金、非金銭的利益の流れを ABS は作りうる。そのような利益配分は、国やその先住民や地域コミュニティが、彼らの生物多様性を保全し、持続可能に利用し続けることを可能にし、同時にそのような取組みが報いられる可能性をもつ。本条約の第 10 回締約国会議によって、アクセスと利益配分に関する国際的な議定書を採択することが欠かせない。		
戦略目標 E. 参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて実施を強化する。		
17	2020 年までに、各締約国が、効果的で、参加型の改訂生物多様性国家戦略及び行動計画を策定し、政策手段として採用し、実施している。	遅くとも 2020 年までに各締約国が、効果的で、参加型で、ジェンダーに配慮した改訂生物多様性国家戦略及び行動計画を策定し、政策手段として採用し、実施してい

目標	UNEP/CBD/COP/10/1/Add.2 の中で CBD によって提案された個別目標	IUCN の提案する CBD 戦略計画 2011-2020 の個別目標の代替案
		る。
理由: 生物多様性国家戦略および行動計画(NBSAPs)は、条約と締約国会議の決議を国別の行動へとつなげる主要な手段である。参加型のデザイン、計画と実施を通じたステークホルダーの参加は、NBSAPs が効果的で公平であることを確保するために不可欠である。この個別目標は、NBSAPs が政府と社会全体で生物多様性の主流化のための効果的な手法として使われることを意図する。この個別目標の範囲は、生物多様性条約の元での義務だけでなく、適当な場合には他の多国間環境協定、特に生物多様性に関連する条約も必要に応じて含むべきである。		
18	[2020 年]までに、[生物多様性とその慣習的な持続可能な利用に関連して、先住民と地域社会の伝統的知識、工夫、慣行[を保護するために講じられる[独自の法的な]システム]が尊重、保存、維持され、また生物多様性の保全とその持続可能な利用に対するその貢献が認識され、強化される。][先住民と地域社会の生物多様性に関する伝統的知識と慣習的な持続可能な利用が、生物多様性条約とその作業計画及び横断的事項の実施において、あらゆるレベルで、完全に認識され、主流化される。]	遅くとも 2020 年までに、伝統的知識と関連する工夫と慣行、そして、これらに関する先住民と地域コミュニティの男性と女性の権利が尊重、維持され、法的に保護され、それらの生物多様性の持続可能な管理への貢献が認識され、強化される。
理由: 条約第 8 条(j)項に従って、慣習的利用の経験を活用し、関係するコミュニティの承認を得ながら、伝統的知識や工夫、慣行が尊重され、保護され、維持され、促進され、地域の生態系管理に利用されるべきである。同様に、第 10 条(c)項に従って、先住民や地域コミュニティの伝統的知識、工夫、慣行、関連する生物資源に関する権利は、慣習を続ける権利や伝統的知識、工夫、慣行を継承する権利とともに、尊重されなければならない。		
19	2020 年までに、生物多様性、その価値や機能、その現状や傾向、その損失の結果に関連する知識、科学的基礎及び技術が改善され、広く共有され、移転され、適用される。	*遅くとも 2020 年までに、生物多様性、その価値や機能、その現状や傾向、その損失の結果に関連する知識、科学的基礎及び技術が改善され、広く共有され、移転され、適用される。
理由: 各国は、生物多様性への脅威を特定するための情報へアクセスし、保全と持続可能な利用のための優先順位を決める必要がある。複数のスケールにおいて、生物多様性に関する知識を向上させ、生物多様性の変化や生態系サービスと人類の発展と福利への影響との間の関係性の明瞭な理解を、改善することは重要な優先事項である。この個別目標の範囲には、目標 18 の遵守必要性を念頭に置き、生物多様性の維持における先住民や地域コミュニティの知識や彼らの役割を含めるべきである。		
20	2020 年までに、条約の実施のための(人的及び資金的)能力が[10 倍に]増大する。	遅くとも 2020 年までに、条約の実施のための(人的および公的・私的財源)能力が少なくとも 100 倍に増大する。
理由: 条約の三つの目的の実施を支えるために利用可能な財源は、恒常的に、また決定的に不足している。したがって、条約の実施の為に資源を入手可能とするための大きな転換が、緊急に必要である。生物多様性の損失を止める為に効果的かつ緊急の行動をとるといふ戦略計画案のミッションを実現する為に、十分な資源が必要で、少なくとも 100 倍レベルの増加が必要だろう。適当で予測可能な資金の提供は、特に発展途上国にとって欠かせない。2020 戦略計画の個別目標の達成は、地球規模からローカルレベルまで、あらゆる関係セクターの入手可能な資金のレベルに依存する。そのような戦略計画実施についての資金の大幅な増加のためには、多くの手法をとる必要がある。悪影響を持つインセンティブの方向を変えること(個別目標 3)、規制的枠組みや税制、補助金の改善などがある。予測可能で、適当な資金源をあらゆるレベルで動員する為に、締約国は、生態系サービスへの支払いや民間資金の動員に向けた革新的システムの定式化など、革新的資金メカニズムを支える政策を緊急に特定し実施することも重要である。また、開発機関は、援助のための政府開発援助(ODA)資金の利用(や制限の回避)を奨励し、それらを生物多様性の保全や持続可能な利用と一貫性のあるものとするを、IUCN は提言する。 注: IUCN は資源の 100 倍の増加がどのように可能かについての資料を提供する予定である。		